

東大阪市花園中央公園におけるイベント申請の手引き
(令和 7 年 4 月)

東大阪市土木部公園課

「東大阪市都市公園および児童遊園内の行為許可基準」の個別基準「(3)競技会、展示会、博覧会その他これらに類する催しのために公園の全部又は一部を独占して使用すること。」に基づき、花園中央公園内で不特定多数の者を公園に呼び込む催し(以下、「イベント」という。)を開催しようとする主催者(使用許可申請者)は、本手引きの内容も合わせて遵守するものとします。

名 称 : 花園中央公園
所 在 : 東大阪市松原南一丁目 1 番 43 号
公園概要 : 下記マップのとおり
公園面積 : 27.5ha
公園種別 : 総合公園
アクセス : 近鉄奈良線「東花園」駅から北東へ徒歩約 12 分
駐 車 場 : 410台(一般 395 台、身障者用 10 台、大型 5 台)
第1駐車場(146 台)、第2駐車場(61 台)、第3駐車場(81 台)、第4駐
車場(100 台)、第5駐車場(22 台)

The map shows the area around Higashi-Hanazono Station. Key features include:

- 多目的芝生広場 (Multi-Purpose Lawn Area):** A large green area in the center, outlined in red.
- メインゲート広場 (Main Gate Plaza):** A large paved area at the bottom left, outlined in red.
- Entrances:** Numbered 1 through 10, with 1 being the main entrance to the station.
- Parking:** Numbered 1 through 5, with 1 being the main parking lot.
- Facilities:** Includes 'ファミリーガーデン' (Family Garden), 'ラグビー広場' (Rugby Field), '多目的競技広場 (ドライスタジアム)' (Multi-Purpose Sports Ground), and '東大阪市市民会館' (Higashi-Osaka City Civic Hall).

※上記範囲以外の使用を希望される場合は、個別にご相談ください。

2 イベントの開催にあたって

(1) 公園内の各施設について

花園中央公園内の各施設の担当課については以下のとおりです。使用にあたっては、各施設の指定管理者に問い合わせてください。

施設名	申請先	担当課
◇ 花園中央公園 ・ <u>メインゲート(噴水広場)</u> ・ <u>防災広場</u> ・ <u>芝生広場</u> ◇ 花園中央公園野球場 ◇ 多目的球技広場	東大阪花園活性化マネジメント共同体 花園中央公園管理事務所 072-960-3426	土木部公園課
◇ 花園ラグビー場 ◇ ウィルチェアスポーツコート	花園ラグビー場事務所 072-961-3668	都市魅力産業スポーツ部 花園・スポーツビジネス戦略課
◇ 東大阪市民美術センター	市民美術センター事務所 072-964-1313	人権文化部文化のまち推進課
◇ 児童文化スポーツセンター(ドリーム21)	ドリーム 21 事務所 072-962-0211	教育委員会社会教育部青少年教育課

(2) 本手引きの適用施設について

上記(1)の表における「花園中央公園内のメインゲート及び芝生広場」の使用にあたって、本手引きに基づき使用許可申請書を提出していただきます。その他の施設の使用にあたっては、各施設の指定管理者までお問い合わせください。

(3) イベントの内容について

イベントの開催にあたっては、事前に指定管理者まで相談してください。なお、花園中央公園の周辺は住宅地であり、特に渋滞を誘発するまた地域住民に迷惑がかかる恐れがあるイベントは認められません。

- 長時間に渡る大音量のイベント、自動車やバイクの展示場、大型・危険な動物の展示など。
- 公園利用者が公園内に入場するだけで入場料を徴収するイベント(有料の特設ブース等を一部区画に設けることは可能)。

(4) 複数の施設の同日使用について

イベント開催にあたり、公園内の複数施設の使用が必要であっても一括での使用申請はできません。各施設単位で使用許可申請をしていただく必要があります。

(5) 打ち上げ花火について

公園内での打ち上げ花火にかかる保安区域は、芝生広場を超えない範囲までとします。また、地域自治会等の理解を得る必要があるため、花火の規模や時間帯等について希望に添えないことがあります。

3 災害時等の使用の取扱いについて

災害時等の公園の使用については、以下のとおりとします。

(1) イベント当日に大規模な地震(震度5弱以上)が発生した場合

イベント開催前、開催中に関わらず安全面の配慮から使用中止とします。

(2) イベント当日の各時点で、東大阪市域に「特別警報」または台風に伴う「暴風警報」が発令された場合

・ 7時の時点で発令 ⇒ 9時から13時 使用中止

・ 11時の時点で発令 ⇒ 13時以降 使用中止

(3) 芝生広場の使用にあたり、大雨により恩智川の水位が一定以上になった場合

花園中央公園は治水機能を備えた公園であることから、大雨により恩智川が一定の水位を超えたとき、芝生広場を封鎖するため使用はできません。その場合は指定管理者より申請者に連絡させていただきます。

また、使用前や使用中においても次の事項を遵守いただきますのであらかじめご了承ください。

①公園の使用中に河川が増水した場合

越流の危険がある場合、事前に放送及びサイレンが鳴ります。

その場合、公園の使用をただちに中止し、安全確保に努めてください。

②公園の使用前にすでに越流の危険が迫っている場合

越流の危険が迫っている間は、公園の使用はできませんので、中止又は延期してください。

③公園の使用前にすでに越流している場合

公園の使用はできませんので、使用を中止又は延期してください。

一度水が貯まると排水に時間がかかるため、数日の間公園を使用できない場合があります。また、排水が完了していても流木や泥などが堆積し使用に支障があるときは、使用を中止いただく場合があります。

(4) 雷警報が発令された場合

公園は屋外施設であることから、雷警報が発令された場合、主催者(使用申請者)は来場者の安全を第一として、イベントの中止または警報発令期間の一時中止などの措置、また来場者を安全地帯まで避難誘導などの対応をとること。

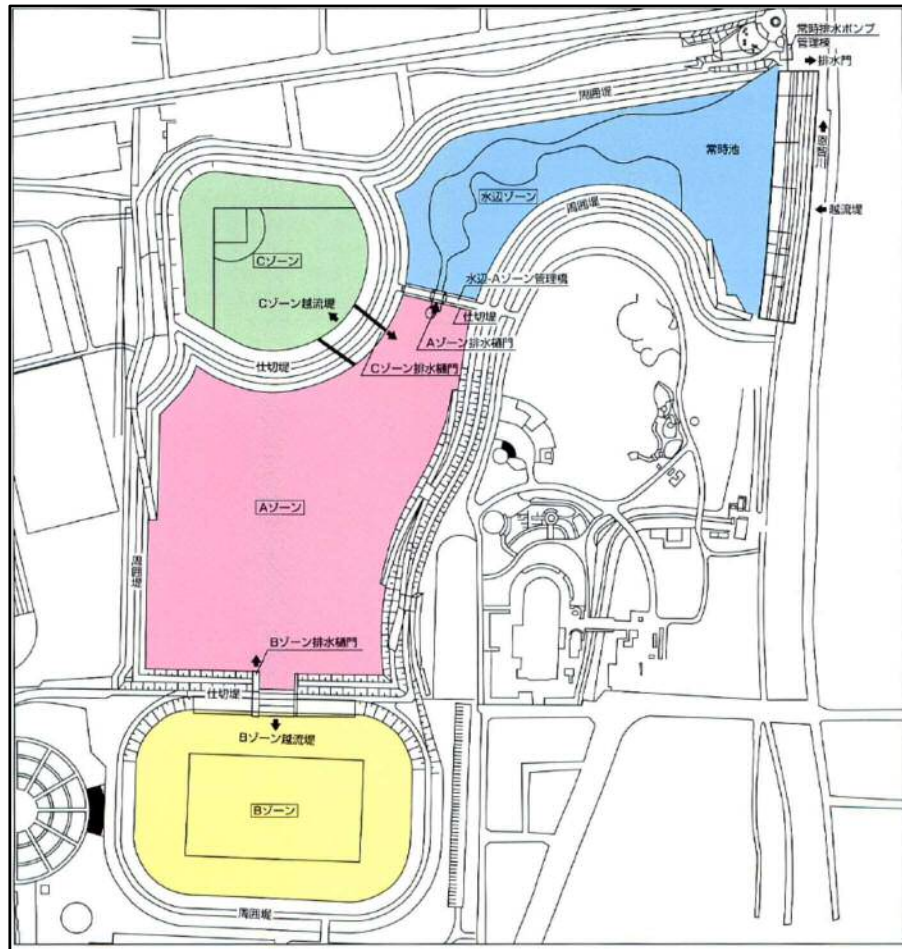
(5) 使用中止になった場合

上記(1)から(4)により、使用中止となった場合、公園使用料は全額還付します。ただし、その他のイベント開催費用等について、市及び指定管理者は一切の責任を負いませんので、この点についてはあらかじめご了承ください。

【花園中央公園の遊水地機能について(大阪府 HP より抜粋)】

花園多目的遊水地は、恩智川中流部の東大阪市松原南から吉田にまたがる 14ha の地域に東大阪市の総合公園「花園中央公園」と共同で建設する治水緑地です。この遊水地は、中に仕切堤と呼ばれる堤防を設け、3つのゾーンに分割されています。これは、洪水の規模にあわせて洪水を貯留する遊水区を制限し、共同事業である花園中央公園の使用に特色を持たせるようにするものです。

《花園中央公園における遊水ゾーンについて》



4 使用可能日時等

(1)使用可能日

原則として1月4日から12月28日までとします。

(2)使用可能時間

原則として 8 時～18 時とします(準備・撤収時間を含む)。ただし、これによりがたい場合は、指定管理者と協議のうえ合意を得る必要があります。

(3)使用可能日数

原則として1イベントにつき、準備・撤収日を含め連続 3 日間までとします。

5 申請手続きの流れ

(1) 事前相談【使用予定日の1年前から】

- ◎ 使用の目的や実施内容について相談(電話または事務所へ来所)
- ◎ 使用施設の空き状況の確認
- ◎ 使用予定日の仮押さえ(先着順)

- ・市主催イベント等は1年以上前から仮押さえする場合があります。
- ・事前相談は2ヶ月前までに行ってください。
- ・あくまで仮押さえであり本決定ではありません。
- ・仮押さえの日数は後からの追加はできません。また、日程が決定した場合は速やかに連絡してください。
- ・仮押さえの権利は他団体に譲渡できません。
- ・メインゲート広場の使用については、ラグビーの国際試合等の開催時には使用範囲を調整させていただく場合があります。

(2) 本申請【使用日の1ヶ月前まで】

- ◎ 申請書類の提出(使用又は占用許可申請書、イベント企画書等、その他必要書類は後述)

- ・必要に応じて、関係機関との協議等をしてください。
- ・不明な点等への対応、申請書の修正等をお願いする場合があります。
- ・使用日まで1ヶ月を切ったイベントの申請は内容によっては認められません。

(3) 使用又は占用許可(申請からおおむね2週間程度)

- ◎ 事務所にて使用許可書を交付します。
- ◎ 使用料の納付と引き換えに交付しますので、現金を持参ください。

- ・イベント等の告知を許可前にされた場合、不許可や申請内容に修正が生じたとしても市及び指定管理者は一切の責任を負いません。

★申請内容に変更があった場合

- ・原則、使用日の1週間前までに「許可事項変更申請書」を提出してください。
- ・変更の内容によっては変更許可できない場合がありますので、早期に指定管理者に相談してください。

(4) 使用当日

- ◎ 許可書は必ず携行してください。
- ◎ 許可書に記載されている許可条件を遵守してください。
- ◎ 許可条件を遵守されていない場合や周辺住民から多数の苦情等があった場合は、今後、同イベントについて使用不許可となることがあります。

6 提出書類

《提出書類一覧》

区 分	提 出 書 類
必 須 書 類	☆使用又は占用許可申請書 ☆事業計画書 ☆イベントのタイムスケジュール(設営から撤収まで) ☆公園使用図(レイアウト) ☆広報関係書(チラシ等)
必要に応じて 指定管理者が 指示	★設備計画(ごみ箱、給排水設備、電気設備等) ★車両搬出入計画(車両台数、侵入経路等) ★警備計画(警備員配置人数、配置場所等) ★使用料減免申請書(該当者のみ) ★東大阪市の後援名義 ★当該イベントを開催するにあたり必要な届出等(保健所、消防、警察等) ★当該イベントを開催するにあたり必要な調整をしたことが分かるもの(自治会、愛護会等)

7 使用条件

公園使用にあたり、以下のことを遵守してください。使用条件を守られていない場合、使用許可の取消しや次回以降の使用をお断りすることがあります。

(1)主催者の責務

- イベントに関わる苦情等には、主催者が責任をもって対応するものとします。多数の苦情などが出た場合には、イベントの中止や見直しなどの対応を求める場合があります。
- イベント中の事故等については、主催者が責任をもって対応するものとし、指定管理者は一切の責任を負いません。
- イベント当日の問い合わせ対応者を明確にしてください。常に指定管理者からの連絡を取れるようにしておいてください。
- 公園の施設や設備などに損傷・汚損が発生した場合には主催者の責任において、原状回復等を行ってください。原状回復ができていない場合に別途費用を請求することがあります。
- 他の公園の利用者の安全・快適な利用を妨げないように配慮してください。

(2)一般の公園利用者や周辺地域への配慮

- ステージやブース等、一般の公園利用者の通行の妨げにならないように動線を確保してください。
- 必要に応じて、安全性への配慮から警備スタッフを配置してください。
- 準備・撤収時など機材の搬入出時の安全確保のため、必要数の警備スタッフを配置してください。
- 公園周辺は住宅地であるため、イベントの音量については十分配慮してください。
- イベント内容によっては、周辺自治会等に理解を得るため、情報提供を行っていただくことがありますので、指定管理者の指示に従ってください。

(3)安全管理・事故防止・交通整理

- 準備から撤収まで、適切な安全対策を講じてください。
- 事故等発生時には速やかに指定管理者に報告するとともに、警察や消防等への通報を行ってください。
- イベントにかかる事故等への対応策として、イベント保険に加入するなど主催者が責任を持つ体制を整えてください。
- イベントに起因する周辺道路の混雑や違法駐車、及び駐車場満車時の対応(誘導員の配置など)は主催者が行ってください。
- 公園駐車場には限りがあるため、公共交通機関の利用を促してください。

(4)搬出入に伴う車両の乗り入れ

- 車両の乗り入れにあたっては、松原付近バリカー前や目的地までの園路に警備スタッフを配置するなど安全に最大限努めてください。
- 公園内への搬入出車両については、搬入出終了後は速やかに公園から退出してください。公園内に駐車することは認められません。
- 搬入出ルートは、指定管理者の指示に従ってください。
- 公園内を車両で通行する場合は、10 km以下徐行しハザードを点滅させて走行してください。(全ての関係者に対しても徹底させてください。)

(5)清掃

- イベント開催後は、公園の使用区域の清掃を行ってください。
- 夜間までイベントを開催した場合、ごみを残さないよう翌日の早朝から清掃するなどの対応をしてください。
- イベントに出店した個別の露店等が残したごみについても主催者が対応してください。
- 飲食を伴うイベントについては、必ずごみステーションを設置してください。
- 清掃が不十分な場合、再度清掃を指示します。

8 主な使用料金

公園の使用にあたっての主な使用料金は以下のとおりです。

<使用料金表>

使用目的	使用例	使用料金
仮設物のないイベントスペース	専用使用するスペース(排他的使用)	10 円／1㎡
仮設物を設置したイベントや店舗設置(移動販売車含む)などのスペース	テント、ステージ、やぐら、キッチンカー等	1,500 円／1件 (1 件＝1仮設物)

※使用料金には別途消費税がかかります。

※上記以外の使用区分については、指定管理者にお問い合わせください。

<キャンセルについて>

使用料納付後に使用者の責に帰することができない理由(天候不良等)により、公園の使用ができなくなった場合については全額還付します。ただし、イベントの規模縮小なども含め一部でも使用した場合には還付できません。